

福井市農山漁村再生可能エネルギー法に
基づく基本計画

令和5年2月15日作成

令和5年7月 7日変更

令和6年6月25日変更

福井県福井市

目次

1	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針	1
2	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	2
3	2の区域において整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模	2
4	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項	3
5	自然環境の保全と調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項	3
6	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価	4
7	再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復	4
8	その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項	5

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

福井市は、市街地を取り囲む農地をはじめ、越前海岸や緑豊かな山林など、風光明媚な自然環境に恵まれ、日本らしい四季の移ろいを感じることができます。この自然環境と固有の歴史や文化など一体となって、地域で支えあう暮らしや風習が現在にも受け継がれています。

しかしながら、農山漁村地域では、高齢化や過疎化の進展により担い手が不足し、耕作放棄地の増加や森林整備の遅延が懸念され、今後、農地の保全のほか、水源の涵養、自然環境の保全など、農山村が有する国土や景観の保全、自然災害の防止、文化の伝承といった多面的機能が失われる恐れがあります。

これらの現状や課題を踏まえ、第八次福井市総合計画では、「みんなが輝く全国に誇れるふくい」を将来都市像とし、農林水産業に関連するものとして、「未来を切り拓く農林水産業のまちをつくる」等の政策を掲げ、スマート農業等新たな時代に対応した農業を推進すること、ブランド化や販路開拓等新たな可能性にチャレンジすること、稼げる林業と水産業を推進すること、農地・農村の環境を守り活性化を図ることとしています。

また、福井市森林整備・林業成長産業化推進プランでは、「伐って使って触れ合って未来に引き継ぐ森林づくりの推進」を基本理念とし、「森林の多面的機能の強化」や「担い手の確保・育成」「林業の成長産業化の推進」等の基本方針を示し、100年後の福井市民に豊かな森林の恵みが享受されるよう取り組むこととしています。

これらの施策に取り組むとともに、本市の西部では、日本海側特有の冬季の強風等、風力発電に適した豊富な資源が賦存し、再生可能エネルギー利用の面でも高いポテンシャルを有しています。再生可能エネルギーの開発利用は、二酸化炭素等の温室効果ガス削減の面のみならず、農山漁村の活性化と持続的発展を促す「経済貢献」のほか、災害時にも発電を持続させる防災機能や環境教育の拠点となる教育機能など「機能貢献」の面でも大きなメリットがあります。

以上のことから本市は、地域特有の風という地域資源を再生可能エネルギー源として有効に活用し、地域と協力しながら、「風力発電」を契機として、地域経済の自立、地域住民の積極的・主体的な取組による地域づくりの自律を目指していくこととします。福井市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画（以下「本基本計画」という。）は、これらの取組みについての基本方針や、計画の概要をまとめたものです。

なお、本基本計画の策定に際し、本市では「福井市再生可能エネルギー農山漁村活性化協議会（以下「協議会」という。）」を設置し、対象となる地域の住民や農林漁業者・団体、設備整備者（発電事業者と同義）からの意見をとりまとめました。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積	備考
A	福井県福井市	約13.1ha	4,200kW 級を12基整備 別紙 1、別紙 2 参照

A 地区において、令和5年4月24日に経済産業大臣より環境影響評価書に係る確定通知を設備整備者に通知。

3 2の区域において整備しようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	風力発電	最大 50,000kW	4,200kW 級を12基整備

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

地域の農林水産業の健全な発展及び地域の活性化に寄与する取組みについては、「福井市農業活性化プラン」、「福井市森林整備・林業成長産業化推進プラン」及び「福井市水産業振興プラン」に掲げる基本方針や協議会での議論を踏まえ、アクションプランを定めます。

アクションプランを実施するための原資として設備整備者（発電事業者と同義）の売電収益の一部を活用するとともに、協議会においてアクションプランの実施及び進行管理を行い、必要に応じてアクションプランの見直しを行いながら、農山漁村の地域振興を目指すこととします。

また、設備整備者（発電事業者と同義）は、関係施設及び林道の除草等の保守業務を地元企業や地元林業関係団体等に委託することにより、地元企業の雇用・活性化に寄与することとします。

5 自然環境の保全と調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気 の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

A 地区で実施される風力発電は、総出力が 10,000 kW 以上であることから、環境影響評価法の対象事業です。

発電設備を設置する対象地域の自然環境の保全との調和、景観の保全・歴史的風致の維持及び向上との調和等の配慮すべき重要事項については、令和5年4月24日に経済産業大臣より環境影響評価書に係る確定通知が設備整備者に通知されていることから、環境影響評価書に基づき、設備整備者は環境の保全について適正な配慮を実施することとします。

風雨などによる発電設備の破損や土砂流出・土砂災害の防止対策といった安全性の確保等を行うよう必要な措置を講ずるとともに、問題が発生した際には、設備整備者は、責任を持って問題の解決を行うものとします。

6 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後20年間で地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う風力発電設備50,000kW(4,200kW級を最大12基整備)の導入を目指します。

(2) 目標の達成状況についての評価

毎年度、設備整備者は、認定された設備整備計画の実施状況を協議会において報告します。

協議会において、設備整備計画の進捗を協議し、目標が達成されない場合、達成に向けて必要な改善策を講じるものとします。

7 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

(1) 発電設備の撤去

設備整備者は、再生可能エネルギーの発電事業の中止又は終了した際は、使用した発電設備等を必ず撤去することとします。

(2) 土地の原状回復

使用した土地について、設備整備者は、森林や更地など回復後の状態を地権者などと協議の上、原状回復に係る費用を全額負担することとします。

(3) 設備整備計画の審査の留意事項

設備整備者から本市に提出される設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、発電設備の撤去や原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金に関する事項が、地権者と設備整備者との間の土地賃借契約書内に記載されていることを確認することとします。

8 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、本市の広報やホームページ等により広く周知します。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金確保またはその見込みがあること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、再生可能エネルギー設備の撤去時の契約を確認することとします。

また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備者は実施状況の報告を行うこと、本市の是正の指導に従うこと等の条件を付することとします。

(3) 設備整備計画の認定の取り消し

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、本市の是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消すこととします。

(4) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者の協議会への参加

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域を追加するにあたり、再生可能エネルギー発電設備の整備を予定している者は、誠意をもって地権者を含めた関係者との協議を行い、合意した上で、協議会へ参加することとします。

(5) 基本計画の見直し

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加など、基本計画の改正の必要が生じた場合は、その時の最新情勢を考慮して適宜、基本計画を見直すこととします。

(6) 関係者との連携

福井市、設備事業者、森林組合、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合等の農林漁業団体の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有化を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入に今後も取り組んでいくこととします。

(別紙 1)

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区		区域の所在	面積(㎡)	備考
A	鷹巣	福井県福井市蓑町 29 字長者屋敷 3-2・3-5、 福井市(旧鷹巣村)2 字札山 1-6、 法定外公共物	4,521	WT1
		福井県福井市蓑町 29 字長者屋敷 3-5、 福井市(旧鷹巣村)2 字札山 1-5、 法定外公共物	4,889	WT2
	鷹巣	福井県福井市宮郷町 25 字中尾 3-1・4-1	6,671	WT3
		福井県福井市(旧鷹巣村)2 字札山 1-1、 宮郷町 23 字野田三味 9-4・12-1・13-4・ 13-6、 高須町 102 字国見 2+3-1・2+3-2・2+3- 3・2+3-5・2+3-6・2+3-7・2+3-8、 法定外公共物	6,963	WT4
	鷹巣	福井県福井市(旧鷹巣村)2 字札山 1-1、 蓑町 27 字四ノ谷 2-1、 蓑町 29 字長者屋敷 3-3、 法定外公共物	4,307	WT5
		福井市宮郷町 17 字一枚田 1、 宮郷町 23 字野田三味 4-1・4-2・5-2・6・8- 2・9-1・9-2・10、 法定外公共物	24,225	WT6
	鷹巣	福井県福井市宮郷町 23 字野田三味 7-1・8- 1・9-1、 高須町 102 字国見 2+3-22・4、 法定外公共物	9,941	WT7
		福井県福井市高須町 101 字横懸 26-1・26- 2・26-3・26-4・26-5・41、 高須町 102 字国見 4・5-1・5-2、 法定外公共物	7,786	WT8
	鷹巣	福井県福井市高須町 102 字国見 1-19・1- 20・1-21・1-22・1-23・1-24・1-25・1-26	7,356	WT10
		小計	76,659	

	国見	福井県福井市国見元町 23 字東南天山 6	9,288	WT11
	国見 本郷	福井県福井市国見元町 22 字吉平山 6-5、 国見元町 23 字東南天山 6、 猫瀬町 38 字札山 1-2、 奥平町 38 字坂ヶ谷 15-1、 法定外公共物	13,386	WT12
	国見	福井県福井市国見元町 23 字東南天山 2-2・ 4-3	5,167	WT13
		小計	27,841	
	鶺鴒 本郷	福井県福井市佐野町 37 字指ヶ谷山 34・35・ 36・37・38・72-1・73・76-1・78・80・81・ 83・84・85・86・87・89・90・91・92・93・ 94・95・96・97・98-1・99・100・101・102・ 103・104・106・107・108、 佐野町 38 字涼谷山 3・4・6・7-1・7-2・8・9・ 10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・ 20・21・22・23・24・25・26・38-1・38-2・ 39-1・41-1・48-1・55 佐野町 5 字窪畑 100・101・102・103・104・ 105・106、 佐野町 6 字堂之下 48-1、 福井市大谷町 46 字坂谷 4・5・33・36 法定外公共物	22,194	変電所
		小計	22,194	
	鷹巣 鶺鴒	福井市高須町 65 字下堂林 1・3-1、 高須町 66 字中堂林 17-2・18-1・32-2・33- 2・39・43・47・59・61、 高須町 68 字編明 1-1、 高須町 70 字上神ノ前 14・29 高須町 73 字東神ノ前 1-1、 高須町 95 字城ノ腰 61・63・65・66-1・66- 2・67・68-1・68-2・70・74・77-1・78-1・ 78-2・78-3、 高須町 96 字大平 1-67・1-68・1-74・1- 75、 高須町 97 字林谷 6-1・7・9-1・42-1・42-	4,276	送電線 (架空線 のみ)

		2・43・44-1・44-2 福井市佐野町 32 字指ヶ谷 4、 佐野町 37 字指ヶ谷山 113・114・115・119 法定外公共物		
		小計		
	合計		130,970	

整備を促進する区域には、境界未確認地番が含まれるため、対象面積及び地番の変更の可能性あります。

(別紙 2)

(仮称)国見風力発電事業全体図

